



## 2023協約改訂を全組合員で闘おう！ シリーズ⑫

# 社員の苦勞に答えていない！ 再申し入れを行う！

2023年度労働協約改訂及び労働条件改善の第8回団体交渉で会社から示された回答は、JR東海労の要求に何ら応えていませんでした。特に、専任社員・出向社員などの労働条件については、社員が意欲と働き甲斐をもって、永きにわたり活躍してもらいたいと考えた回答とは到底感じられません。本部は9月14日、「2023年度労働協約改訂及び労働条件改善に関する再申し入れ」（『申第5号』、要求15項目）を行いました。

以下、主な要求項目の要旨です。

- ◆新幹線職場における乗務員勤務制度に基づいた扱いについて 日勤の2行路からなる居流し行路については、1勤務の泊行路として作成すること。2日目の退出は17時までとすること。
- ◆54歳原則出向を廃止すること。
- ◆出向社員の休日数、労働時間は社員と同様とすること。
- ◆専任社員の勤務形態は、賃金と年齢を考慮したものとする。
- ◆祝日手当を正月3ヶ日を復活させ、割増の単価は50/100とすること。
- ◆リニア建設を直ちに中止すること。
- ◆年休は欠勤ではない。従って勤務指定後の私傷病を年休として処理する場合も診断書の提出は不要とすること。
- ◆災害等の異常時において、労基法第34条に則り、労働時間6時間を超える場合には45分の休憩時間、8時間の場合1時間を与える取り扱いをすること。また、勤務終了後や勤務終了直前に休憩時間を指定することは労基法34条の休憩時間としては認められない。そのため休憩時間は、あらかじめ行先地で取らせること。